

平成 25 年度税法改正 ～医療編～

1 月に、平成 25 年度の税法改正大綱が発表されました。所得税の最高税率引上げ・相続税の課税ベースの拡大及び最高税率の引上げ(いずれも平成 27 年度より)等、富裕層への課税強化の内容や、一定の設備投資・給与支払額の増加による減税措置等が盛り込まれました。

これらの詳細は別に譲るとしてこの紙面では医療に独特のものについて下記に5項目取り上げます。

① 社会保険診療報酬の所得計算特例(いわゆる概算経費特例)の制限

この特例はもともと、社会保険診療収入が年 50 百万円以下の先生について、「税務上のルールに則った一定の経費を用いて計算した医業所得」が、「実際に発生した経費を用いて計算した医業所得」よりも低い場合に、前者により計算した医業所得にて申告できるというものです。

ところが、医業収入が 70 百万円を超える先生は適用できなくなりました。ただし、この概算経費特例を適用されている先生方の収入は、ほとんどが 70 百万円以下です。対象者は「自費収入が少なくとも 20 百万円以上あり、かつ運営経費も低く抑えられている」方々ですので、全体的には影響は低いと思われます。平成 26 年度より適用されます。

② 特別償却関連

- ・医療用機器の特別償却について対象機器の見直しが行われた上、適用期限が 2 年延長(平成 27 年 3 月末までの取得)となります。
※対象機器の追加(粒子線治療装置他)・除外(核医学診断用据置型ガンマカメラ他)が行われました。
- ・サービス付高齢者住宅の割増償却について、適用期限が 3 年延長(平成 28 年 3 月末までの取得)されるとともに平成 27 年度の割増償却率が 40%(耐用年数 35 年未満は 28%)から 20%(同 14%)へ引下げとなります。

③ 事業税の社会保険診療報酬に係る非課税措置・軽減税率の検討

過去の事務所ニュースで何度も取上げている通り、毎年のように当該内容の廃止・縮減について検討されている内容です。今年度も「検討事項」にとどまりました。

④ 消費税引上げ時の医療機関に対する措置

昨年度の事務所ニュースでもお伝えしましたが、医療機関の収入は原則非課税の為、消費税増税となると、(増税分が診療報酬に反映されなければ)単純に経費が増加します。特に多額の設備投資をされる医療機関には影響が大きいです。そこで、今回の大綱には検討事項として、「適切な措置を講ずることができるよう、医療保険制度の手当のあり方も併せて検討する」と、明記されました。

実現されるのか?実現されるとしたらどのような形なのか?今後の行方に注目です。

⑤ 簡易課税制度見直しの検討

今回の税法改正で見直しは行われませんでした。昨年の消費税改正の法律に規定されている内容です。

いわゆる自費収入等の(消費税の)課税収入が10百万円超50百万円以下の病医院は、「通常の計算により計算した消費税額」と「課税収入に一定の控除率(みなし仕入れ率)を乗じて計算した消費税額」を比べ、どちらか有利な方を選択できます。よほど自費収入が多くなければ、通常、後者(これが簡易課税制度)の方が有利ですので、簡易課税制度を採用されているお客様が多いです。

昨年、会計検査院が実際に簡易課税制度を適用している事業者ごとに課税仕入れ率の状況を検査したところ、すべての事業区分にて課税仕入れ率の平均がみなし仕入れ率を下回っている状況が把握されました。

※医業(サービス業)はみなし仕入れ率50%に対し実際の課税仕入れ率は32.4%でした。

つまり、簡易課税の適用により、「収入に係る消費税」から控除する「仕入に係る消費税」が実際よりも高くなり、いわゆる益税となっているケースが多いわけです。

そこで、昨年の税制抜本改革法(消費税改正の法律)に、「簡易課税制度の控除率については今後、さらなる実態調査を行い、必要な見直しを行う」と規定されました。

もともと、上記①社会保険診療報酬の所得計算特例についても、会計検査院が以前から実際の経費率と概算経費率の乖離を指摘、多額の自費収入があっても適用されていることに疑義を唱えており、今回の改正に至りました。

簡易課税を適用されているお客様にとっては不利となる改正内容ですので、今後の動向に注目です。